

令和4年度
山形地方最低賃金審議会
[第2回]

議 事 録

令和4年7月29日（金）

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年7月29日(金)
10時～11時40分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員13名)

(公益委員)
本間 佳子 委員
丸山 政己 委員
村山 永 委員

(労側委員)
大類 亜季 委員
小川 修平 委員
柿崎 隆英 委員
長瀬 久子 委員
長谷部 泰晴 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
大沼 拓雄 委員
鈴木 仁 委員
丹 哲人 委員

【欠席委員】(公益委員) 押野 正徳 委員
(公益委員) コーエンズ 久美子 委員

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹
賃金室長 高橋 利明
賃金指導官 小林 美里
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

《第1部：地域最賃意見聴取関係》

(1) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

《第2部：目安伝達関係・最低賃金に関する基礎調査結果》

(2) 令和4年度「最低賃金に関する基礎調査」結果について

5 その他

6 閉 会

令和4年度第2回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和4年7月29日（金）

〈第1部〉

議事要旨参照

〈第2部〉

会 長

それでは審議会を再開いたします。本日の審議会はここからの第2部は公開することとなっておりますので、その関係も含めて事務局のほうから報告をお願いします。

賃金室長

審議会の公開の関係についてご報告申し上げます。第1回の本審議会におきまして、本日の審議会は意見聴取の部分を除いて公開することにしておりますので、傍聴申込みの公示をいたしましたところ4名の方から申込みがございました。また、報道機関1社から取材の申込みがございました。傍聴席に着いていらっしゃいます。なお、カメラ撮影については審議会の冒頭部分までを許可しておりますので、併せてご報告いたします。

先日、日本労働組合総連合会山形県連合会から、労働局長あてに最低賃金の引上げを求める要請署名の提出があったところですが、7月25日に追加で6,484筆の提出がございました。追加分を合わせますと40,368筆となります。また、本日、山形県労働組合総連合、山形県2022年国民春闘共闘委員会、山形県医療労働組合連合会から審議会会長及び労働局長あてに、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ中小企業支援の抜本拡充を求める請願署名3,088筆の提出がありましたので、ここにご報告いたします。

会 長

それでは議事を進めます。本日の審議会は、当初は中央最低賃金審議会の目安を伝達する予定で設定していたものですが、報道等でご承知のことかと思いますが、中央の審議状況が当初の想定と異なる状況になっております。現在もまだ審議が続いており目安が出ておりませんので、これまでの中央での審議状況について事務局のほうから報告をお願いしたいと思います。

賃金室長

それではご報告申し上げます。まず昨年度の経過ですが、中央最低賃金審議会において使用者側委員の反対がありまして異例の採決により目安額を決定したという事態を踏まえまして、厚生労働省として次年度以降は労使双方の皆様がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう事務局として労使の調整に最大限努力するとの総括を行ったところでございます。

今年度においては、6月7日に政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2022いわゆる骨太の方針では、「最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する」とされたところであります。中央最低賃金審議会は、6月28日に本審議会を開催し厚生労働大臣からの諮問の後、引き続いて第1回の目安小委員会

が開催されました。その後7月12日に第2回、7月19日に第3回、7月25日に第4回の目安小委員会が開催されましたが、依然として労使双方の主張に隔たりがあるため、なお審議を継続中であると聞いております。昨年度の経過もごございますので、例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明快で納得できるものとするため、公益委員において再度検討しているとのことをご致します。以上が審議状況についてであります。併せまして、中央最低賃金審議会の目安が示されましたら、直ちに本審議会委員の皆様にご連絡をいたしますとともに、直後に開催される専門部会において目安を伝達させていただくことについて、あらかじめ本審議会委員の皆様のご了解をいただければと考えております。

会長

ただ今の報告につきまして何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただ今ありましたとおり、本来ですと目安額は本審議会の場で伝達いただくところでありますが、次の本審議会は8月10日でございますので、その前に開催が予定されております専門部会において目安伝達を行うという点についてご了解をいただきたいと思っております。その関係で専門部会も当初の予定ですと本日の午後に第2回を予定していたところですが、これはキャンセルいたしまして、その分8月5日に追加するという形で若干変更しております。その点もこの場でご報告申し上げます。

それでは、議事(2)令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金係長

令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。調査の概要についてですけれども、調査の区域については、山形県全域で行っております。調査産業及び調査事業所については、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、それと理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。調査対象事業所については、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査をしております。令和4年度は1,611事業所を対象としております。今年度は調査方法等に変更はありませんけれども、令和3年度からは母集団数により対象事業所を抽出しております。山形県の調査対象の事業所数は、昨年度が1,672件を対象としておりましたので、昨年と比べると調査対象自体は60件ほど少なくなっております。調査の実施につきましては、5月中旬から6月下旬までの間に郵送とオンラインによる通信調査で行っております。回答のあった事業所数は1,080件で回答率は67.0%でした。そのうち、労働者がいない事業所や家族従事者だけで行っている事業所、事業を廃止した事業所などを除いた有効回答数につきましては調査対象事業所数の58.5%でした。前年度は有効回答数が59.0%でしたので、0.5ポイント下がっております。調査事項については、4の(1)イからニに記載している事項となります。6月1日現在の労働条件で6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては、時間当たりの所定内賃金額、これは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の三手当を除くものになりますけれども、その所定内賃金額を、賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に還元して集計しております。また、調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計の総合窓口e-Statに掲載される予定となっております。表1をご覧ください。こちらは業種別、規模別の最低賃金未満率を、令和2年度から3年分表したものになります。令和4年度につきましては表の一番上の欄、地域別最低賃金対象産業計を見ていただきますと、令和3年度2.0だった未満率が、令和4年

度で1.9となっております。業種ごとの計を見ていきますと、製造業とその他サービス業が昨年度と比べまして未満率が増加している結果となっております。次に表2をご覧ください。こちらは令和4年度の山形県最低賃金の引上げ率、影響率の表で、引上げ額が1円単位での影響率を一覧にしたものになります。822円のラインが現在の未満率となります。影響者数につきましては累積数となりますので、引上げ額の金額が大きくなると、影響者数も大きくなります。次にグラフ(1)をご覧ください。こちらは1時間当たりの精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いた所定内賃金の過去3年間の賃金額階級別の累積の分布の推移を表したグラフとなります。過去3年いずれにおいても最低賃金額のラインの前後から増加している結果となっております。改正前の最低賃金額が令和2年度は790円、令和3年度は793円でしたので、790円から799円の辺りから増加しております。今年度につきましては、改正前の最低賃金額が822円ですので、820円から829円の辺りから増加しております。ここには減額特例許可をしている事業所も含まれておりますので、最低賃金より低い方がいる結果となっております。次にグラフ(2)をご覧ください。こちらは1時間当たりの賃金分布を一般、パート別に表したグラフとなっております。白抜きの部分が最低賃金額822円が含まれている820円から829円までのラインになります。【一般】のところで見ていただくと900円台、パートでは830円台の金額をもらっている方が多いという結果となっております。次にグラフ(3)をご覧ください。こちらは1時間当たりの三手当を除く所定内賃金の産業別の特性値を表したグラフになります。第1・20分位数を見ますと、各産業とも最低賃金の822円以上となっております、一番高いところで医療・福祉の850円、次いでサービス業で830円、飲食店・宿泊業で825円となっております。その下の第1・10分位数、第1・4分位数、中位数では、いずれも医療・福祉が一番高い数字となっております。次にグラフ(4)をご覧ください。こちらは1時間当たりの三手当を除く所定内賃金の過去10年間の特性値の推移を表したグラフとなります。第1・20分位数から中位数まで、それぞれ昨年より増加している形となっております。最後にグラフ(5)をご覧ください。こちらは山形県と全国加重平均の未満率・影響率の、令和3年から過去10年間の推移を表したグラフとなります。山形県の未満率は全国加重平均と比べて高くなっておりますけれども、影響率は1.7ポイント低くなっております。

賃金室長

その他の資料について私のほうからご説明させていただきます。7月25日の第1回地域別最低賃金専門部会においても同様の資料をお配りしているところですが、本日初めての本審議会委員もいらっしゃるので一通りご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。令和4年賃金改定状況調査結果でございます。今回の調査は、15,861事業所へ調査票を送付して得られました回答を集計した結果となっております。集計労働者数が30,533人、調査項目は5の(1)及び(2)に掲げられている事項となっております。一枚めくっていただきまして、第1表をご覧ください。これは今年の1月から6月に賃金引上げあるいは引下げを実施した、又は賃金の改定を実施しなかったという三つの区分で、事業所単位で集計したものです。目安のランク別に事業所の割合を示しております、左上の産業計のランク計を見ていただくと、今年引上げを実施した事業所は36.9%で、昨年の36.3%より僅かに上がっています。また、7月以降も賃金改定を実施しない事業所は46.8%で、昨年の48.8%より2ポイント減っています。山形県が属するDランクを見ますと、引上げ実施が39.2%、引下げ実施が1.2%、改定しないが45.7%、7月以降改定予定が13.9%でございます。次に第2表です。これは、回答があった賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左側の表、賃金引上げを実施した事業所の産業計・ランク計を見ていただくと、賃金改定率は3.5%と昨年の3.0%より大きくなっています。真ん中の表、引下げを実施した事業所では-15.6%となっております。右の表、

改定を実施した事業所と実施しなかった事業所を合わせた全体を平均した賃金改定率は1.1%ということです。Dランクを見ますと引上げ実施が3.9%、引下げ実施は-23.0%で、全体合計では1.3%の引上げでございます。続いて第3表です。これは賃金の引上げを実施した事業所を取り出し、そこでの引上げ率の分布の特性値を記載したものです。産業計・ランク計を見ていただくと、昨年と比較して第1・四分位数が1.1で上昇しております。中位数が2.1で上昇しております。第3・四分位数が4.2で上昇しております。分散係数も上昇しております。Dランクを見ますと、第1・四分位数が1.0、中位数が2.0、第3・四分位数が3.9、分散係数が0.73でございます。次に第4表です。第4表の①は、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただきますと、賃金上昇率が昨年の0.4から1.5へと大きく上昇しています。ランク別で見ても、AからDまで全て上昇幅が大きくなっています。次のページ、第4表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものでございます。一般パート計の欄の数値は先ほどの男女計の数値と同じですが、一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は0.5から1.5に拡大、Dランクでは0.5から2.0に拡大しています。同じくパートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は0.2から1.5に拡大、Dランクは-0.2から1.5に拡大しています。次に、今年、中央最低賃金審議会の委員からの要望がございまして新たに第4表の③が追加で作成されました。資料2-6の最後にお付けしております。これは表題にありますとおり、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計の欄の計のランク計は1.1から2.1に大きく拡大しております。Dランクでは1.2から2.4に拡大しております。第4表②の次のページに戻っていただきまして、参考1と参考2は、第1表から第4表の集計の内容をもう少し詳しく分析したものです。このうち参考2の表は、賃金改定をしていない事業場にその事由を尋ねた結果でございます。産業計・ランク計の欄を見ていただくと、事由1（昨年同様、7月以降実施の予定）と事由5（昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定）が増えておりまして、事由3（昨年は実施したが今年は凍結の予定）と事由4（昨年は実施していないし、今年も実施しない予定）が減っています。Dランクでもランク計に近い数値となっております。資料2-2をご覧ください。これは生活保護と最低賃金の比較の資料でございます。1枚目が令和2年度のデータに基づくもので、上の方の実線のグラフが最低賃金で、下の方の破線のグラフが生活扶助基準を表していますので、全ての都道府県で逆転現象が起きていないことを示しております。2枚目は、1枚目の最低賃金のグラフを令和3年度の数値に更新したものですので、少し引き上がったグラフになっております。これも同じように逆転現象が起きていないことがわかります。3枚目は、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額とその変動要因を分析したものです。（C）の列が最新の乖離額で、山形県においては154円となっております。資料2-3をご覧ください。地域別最低賃金の未満率と影響率の推移です。1ページは過去10年間のランク別の数値です。令和3年度を見ていただくと、全ランク合計での未満率は1.7%、影響率は16.2%ということですが、Dランクでは未満率は1.5%と全ランク平均より低くなっておりまして、影響率も15.9%と全ランク平均より低くなっております。これを山形県について見ますと、次の2ページですが、未満率は2.0%でDランク平均より高く、影響率は14.5%で平均より低い数値となっております。1ページと2ページは最低賃金に関する基礎調査によるものですが、3ページは賃金構造基本統計調査という別の統計を使って集計したものです。賃金構造基本統計調査の方が少し規模の大きい事業所も調査対象となっておりますので、未満率、影響率の値が少し小さくなっています。資料2-4をご覧ください。これは賃金分布に関する資料ですが、Dランクの県を抜粋いたしました。これは令和3年の賃金構造基本統計調査によるもので、1ページから4ページが一般労働者と短時間労働者の合計、5ページから8ページが一般労働者のみ、9ページから12ページが短時間労働者のみの状況です。短時間労働者のものでより明らかですが、同じ

Dランクであっても、各県で金額の分布といいますか最低賃金額への張り付き具合などが異なる状況となっております。次は資料2-5ですけれども、これは内閣府でまとめた各種経済指標の動向です。後ほどご覧いただければと思います。資料2-6をご覧ください。これは中央最低賃金審議会の第1回目安小委員会の追加資料として提出されたものをそのままお付けしております。中小企業に対する支援策ですとか倒産件数等の資料です。後ほどご覧いただければと思います。資料2-7をご覧ください。主要統計資料です。後ほどご覧いただければと思います。資料3-1から3-4は、昨年度の全国の地域別最低賃金の金額・引上げ額、目安額との関係、効力発生日、異議申出の状況です。資料4-1をご覧ください。山形県経済動向月例報告でございます。7月12日公表のものです。1枚めくっていただきますと、6月と7月との比較が示されております。総括判断は、本県経済は、総じてみれば緩やかに持ち直している、上昇傾向にあります。個人消費は、一部で弱含んでいるものの、総じてみれば持ち直しつつある。鉱工業生産は、持ち直している。雇用情勢は、改善が進んでいる、となっております。資料4-2をご覧ください。消費者物価指数でございます。こちらは5月分です。総合指数は102.2で、前年同月比は2.7%の上昇、前月比は0.4%の上昇となっております。最後に資料5ですけれども、今春闘の賃上げ状況です。一番上の連合の集計ですが、令和4年度2.09%とありますが、この後の最終集計では2.07%となっております。

会 長

ありがとうございました。ただ今の資料関係の説明につきましてご質問等があればお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは続きまして、第1回の審議会並びに専門部会において労使それぞれの側から本年度の最低賃金改正の考え方についてご意見を一通りお聞きしたところでありますが、本日の意見聴取や配付資料などを踏まえまして更に付け加えるような意見がございましたらこの場をお願いしたいと思います。労働者側いかがですか。

小川委員

様々な課題がある中で、第1回審議会で示されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画にあるように、人への投資と分配による経済の好循環を目指すべきではないかと考えております。その中でもコロナ禍で一番影響を受けている、派遣社員、契約社員、パート・アルバイトなどの非正規の方々の処遇改善を目指すべきだと考えております。特に山形県では女性の一人親の子育て世帯の貧困化が大きな課題となっております。そういう方々は最低賃金近傍で働いている方が非常に多く、少子高齢化という大きな課題につながっていきますので、その辺りを手当てする上でのセーフティーネットとしてしっかり機能するような最低賃金額を審議会において議論していきたいと考えております。

会 長

使用者側いかがでしょうか。

丹 委 員

先日の専門部会で申し上げたとおりです。特に付け加えることはありません。

会 長

ほかの委員の方、この場でご意見等ございますでしょうか。ほかにないようでしたら、引き続き専門部会において議論していくこととしたいと思います。

それでは、今後の審議日程等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今後の審議日程についてご説明いたします。6月28日開催の第1回本審議会において、山形県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただいたことから、山形県最低賃金専門部会を設置することとなりました。労働者側委員として小川委員、柿崎委員、長谷部委員を、使用者側委員として岩田委員、大沼委員、丹委員を7月15日付けで山形県最低賃金専門部会委員として任命をさせていただいたところでございます。なお、公益委員につきましては、押野委員、コーエンズ委員、村山委員を任命させていただきました。今週の月曜日25日に第1回の専門部会を開催いたしまして、今後の日程を確認したところでありますけれども、中央最低賃金審議会の審議が当初の予定よりも遅れていることに伴いまして、専門部会の日程を若干変更させていただいたところでございます。第2回が8月1日、第3回が8月3日、第4回が8月5日、第5回が8月8日、第6回が8月9日という日程を確保しております。8月10日午前10時から開催を予定しております第3回本審議会において答申を頂く予定としております。予定どおり8月10日に答申を頂いた場合、直ちに公示を行いまして異議の申出を受けることとなります。その場合、異議申出の締切が8月25日となりまして、異議の申出がなかった場合は官報公示の手続を経て10月6日の発効となります。また、異議の申出があった場合ですけれども、8月26日に開催する第4回本審議会において異議に対しての審議を行っていただきまして、異議が認められなかった場合は官報公示手続を経て10月6日の発効となります。

なお、8月10日の第3回本審議会では、特定最低賃金の必要性について労働局長から諮問をさせていただき、8月26日の第4回本審議会では必要性ありとの答申を頂いた場合は、併せて改正の諮問も行わせていただく予定で考えております。

会長

ただ今説明のありました今後の審議日程につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。各側からほかに何かこの場でご発言はございますか。

それでは、次回の第3回本審議会につきましては、8月10日水曜日午前10時から開催し、答申を予定しておりますが、この第3回本審議会につきましては公開が原則ということになりますが、公開の件について何かご意見はございますか。なければ原則どおり次回は公開での審議といたします。

それでは、これもちまして第2回の本審議会を終了といたします。お疲れさまでした。